

雑賀地区防災計画



令和6年7月作成
雑賀地区防災会

目次

はじめに

1 地区の概要

- (1) 地区の範囲及び人口世帯数 1
- (2) 地震・津波 2
- (3) 風水害 21
- (4) 土砂災害 24

2 防災活動

- (1) 雑賀地区防災会規約 26
- (2) 平常時における防災活動 28
- (3) 中長期的な活動予定 29
- (4) 防災研修会の実施状況 30
- (5) 防災訓練の実施状況 31
- (6) その他の実施状況 32
- (7) 災害時における防災活動 33

3 資料編

- (1) 避難所一覧 34
- (2) 緊急時の連絡先・災害用伝言ダイヤル 35
- (3) 災害時の情報入手先 36
- (4) 南海トラフ地震臨時情報フロー図 37
- (5) 雑賀地区防災士資格取得数（補助金利用） 38
- (6) 雑賀地区防災資機材リスト 38
- (7) 避難路整備箇所 40
- (8) 災害「備え」チェックリスト 46
- (9) 避難行動の考え方 47

はじめに

和歌山市に影響をおよぼす災害として、南海トラフによる海溝型地震や中央構造線による内陸直下型地震、台風や集中豪雨による風水害等が想定されます。

雑賀地区は、津波も風水害も東西から浸水する被害が想定されており、土砂災害の警戒区域も多数ある。

本計画では地域の実情に即したものとするため、具体的な情報を盛り込むことで、万一の場合に対応できるように安全に避難する計画を策定するものである。

1 地区の概要

（１）地区の範囲及び人口世帯数

①地区の範囲

秋葉町、塩屋 2 丁目～ 6 丁目、関戸 1 丁目～ 5 丁目、松ヶ丘 1 丁目～ 3 丁目、新高町、西小二里 1 丁目～ 3 丁目、西浜、西浜 1 丁目～ 3 丁目、東小二里町

②地区内の人口世帯数

・人口：16,304 人 ・世帯数：8,012 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在の国勢調査基準人口世帯数)

(2) 地震・津波

① 防災マップ 津波

防災マップ 地震・津波編 高松・雑賀・雑賀崎を参照

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/036/436/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/jishin/13_jishin_map.pdf

図1 雑賀地区防災マップ（津波）

②和歌山市地区津波避難計画

第1節 地域状況の把握

第1 津波浸水想定区域

当該地区の津波浸水想定区域は、和歌山県が公表した、「南海トラフ巨大地震」の津波浸水想定結果による。

その結果、図2に示すとおり、東西から浸水する想定となった。

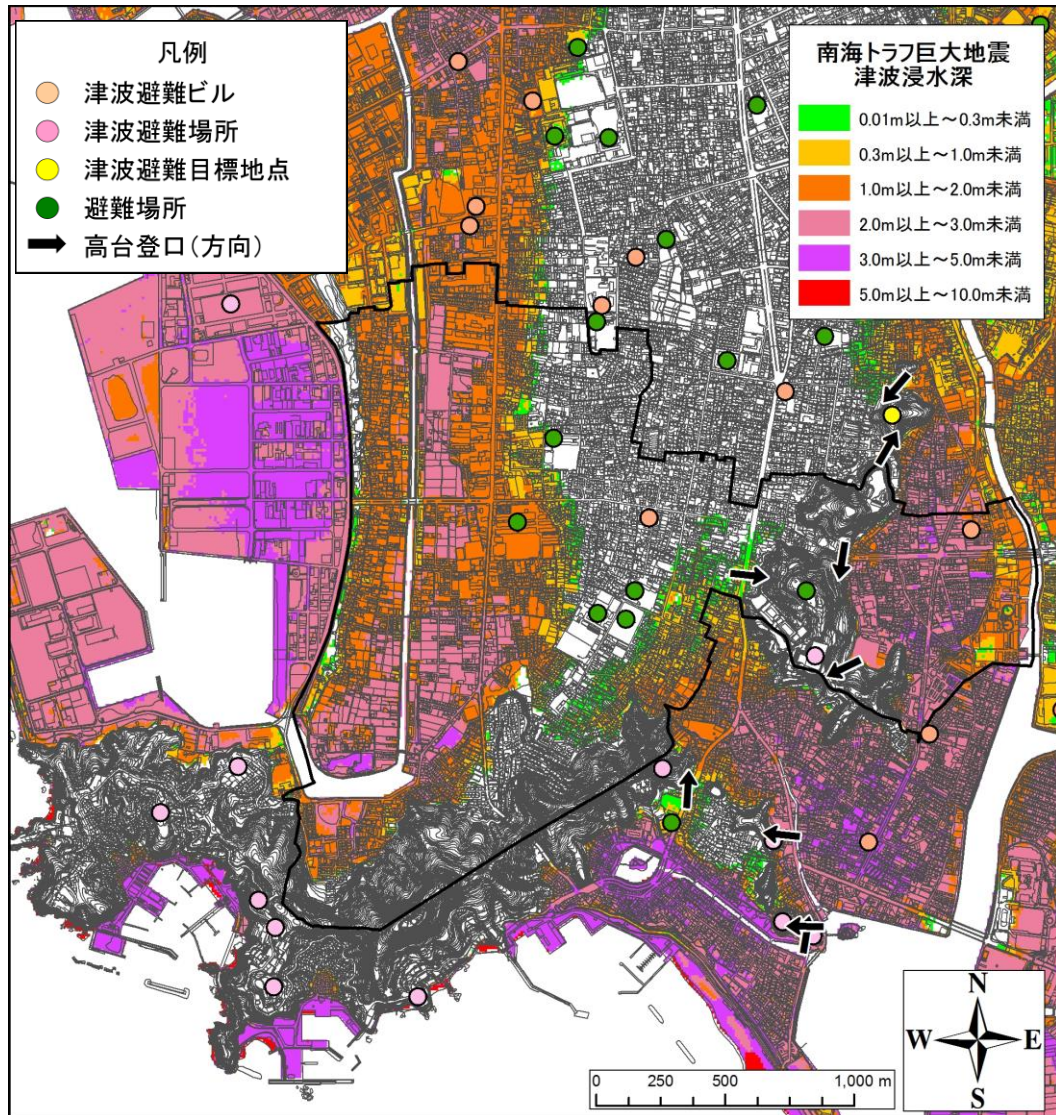


図2 津波浸水想定区域図

第2 避難対象地域

秋葉町、新高町、西浜、松ヶ丘3丁目、関戸1～5丁目、西小二里1～3丁目、西浜1～3丁目、塩屋2～6丁目を避難対象地域として設定する。避難対象人口は約15,800人である。

第3 津波到達時間

地区における津波到達時間は、**最短 47 分**で浸水が開始する結果となっている。

第 4 被害想定

和歌山県が平成 26 年に公表した被害想定結果をもとに、当該地区の地震・津波による被害の結果を表 1 に示す。

表 1 被害想定調査結果(冬夕方 18 時風速 8m/秒・早期避難しない)

全壊	死者	重傷者	軽傷者
約 5,500 棟	約 2,500 人	約 430 人	約 1,000 人

第 2 節 避難に必要な情報の確認

第 1 避難体制の構築

1cm の津波が到達するまでの間に、安全な場所に避難するための検討を行う。

第 2 避難開始時間、避難歩行速度の設定

地震発生から 5 分後に避難を開始し、避難行動要支援者の避難や家屋倒壊、道路閉塞等を考慮し、避難歩行速度は毎分 30m を基本とする。

また、可能な限り、より標高が高く、より離れた安全な場所をめざすことが重要であることから、より迅速に避難した場合（避難歩行速度：毎分 60m）の検証も行う。

【避難可能時間】

47 分（1cm 津波到達時間）－ 5 分 ＝ 42 分

【避難可能距離】

- ・幅員 3m 以上の避難路が整備されている緊急避難場所：

42 分（避難可能時間）×60（秒換算）×0.5m/s = 1,260m

- ・幅員 3m 以上の避難路が整備されていない緊急避難場所：

42 分（避難可能時間）×60（秒換算）×0.35m/s = 882m

- ・より迅速に避難した場合：

42 分（避難可能時間）×60（秒換算）×1.0m/s = 2,520m

第 3 緊急避難場所、避難経路の設定

津波からの避難は、できるだけ安全な場所（避難先安全レベル 2 以上）に避難することが基本である。しかし、避難する時間がないなどの緊急時のみ、十分な高さが確保されている場所（避難先安全レベル 1）に避難することも考える。

周辺の緊急避難場所を表 2（p. 5）及び表 3（p. 5）に、避難経路や避難方向を図 4（p. 6）に示す。

平成 25 年 3 月公表の津波浸水想定を踏まえた和歌山県の緊急避難先の安全レベルの考え方にに基づき、どこの緊急避難場所がより安全であるかをわかりやすく表現するため、各避難先に安全レベルを設定している。

安全レベルの説明図を、図 3（p. 5）に示す。

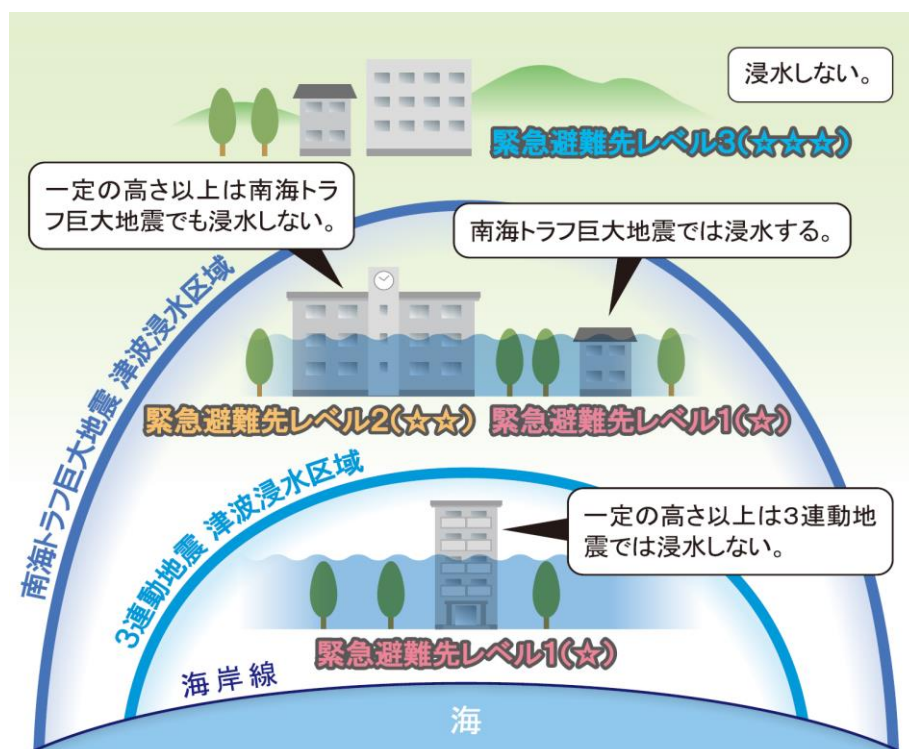


図3 津波避難先安全レベル説明図

表2 避難先安全レベル2以上の緊急避難場所一覧

避難先 安全レベル	名称	住所	避難可能場所	収容可能 人口(人)
☆☆☆(3)	創価学会南和歌山文化会館	雑賀崎 6-4	敷地内	-
	今福小学校	今福 3丁目 7-46	敷地内	10,490
	秋葉山配水池	和歌浦東 1丁目 393-9	敷地内	-
	県営住宅西浜団地	西浜 1丁目 6-40	4階以上の共用部分	986
	秋葉山公園	秋葉町 14	敷地内	112,987
☆☆(2)	中央卸売市場	西浜 1660-401	共用部分	-
	高津公園	関戸 3丁目 775-1	敷地内	13,225
	雑賀小学校	西浜 1丁目 4-48	3階以上	1,651
	星林高等学校	西浜 2丁目 9-9	3階以上	2,394
	西浜中学校	西小二里 1丁目 6-1	3階以上	2,387

表3 避難先安全レベル1の緊急避難場所一覧

避難先 安全レベル	名称	住所	避難可能場所	収容可能 人口(人)
☆(1)	ライオンズマンション 和歌山塩屋	塩屋 5丁目 2-33	2階以上エレベーター前 廊下部分	425
	和歌山工業高等学校	西浜 3-6-1	3階以上	10,055



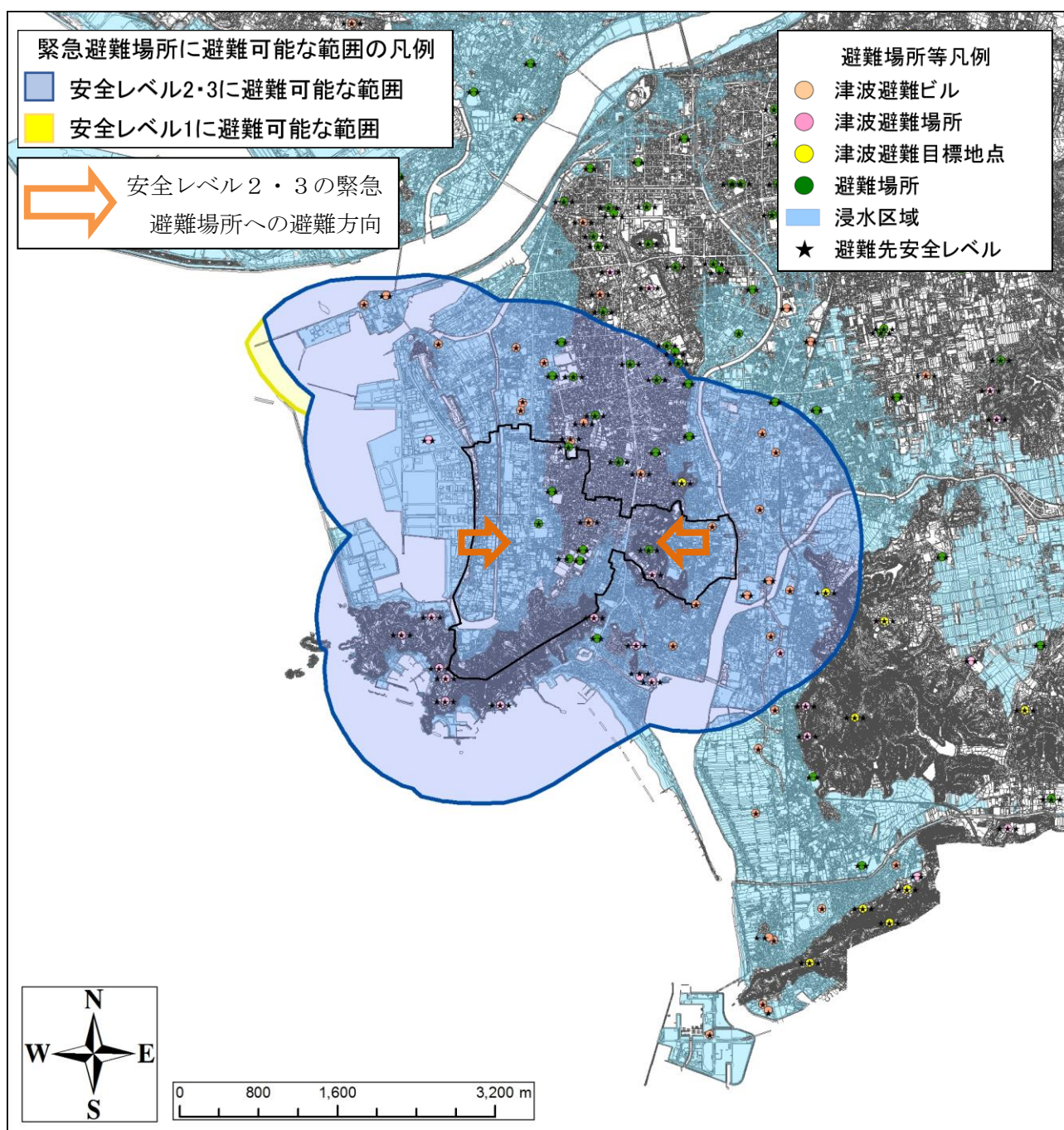
図 4 避難経路図

第3節 迅速な避難の徹底

第1 地震発生から5分後に、毎分30mで避難した場合の避難可能な範囲の検証

緊急避難場所に、地震発生から5分後に、毎分30mで避難した場合に、津波が到達するまでの避難可能範囲を図5に示す。

その結果、地震発生後、すぐ避難した場合、地区全域で避難先安全レベル2以上の緊急避難場所に逃げ切れることが確認された。



第2 地震発生から5分後に、毎分60mで避難した場合の避難可能な範囲の検証

緊急避難場所に、地震発生から5分後に、より迅速に避難した場合（毎分60m）の津波が到達するまでの避難可能範囲を図6に示す。

その結果、図5（p.7）と比較して、避難可能範囲が拡大し、より安全な緊急避難場所への避難が可能であることが確認できた。

可能な限り、より標高が高く、浸水想定区域からより離れた安全な場所を目指すことが重要である。

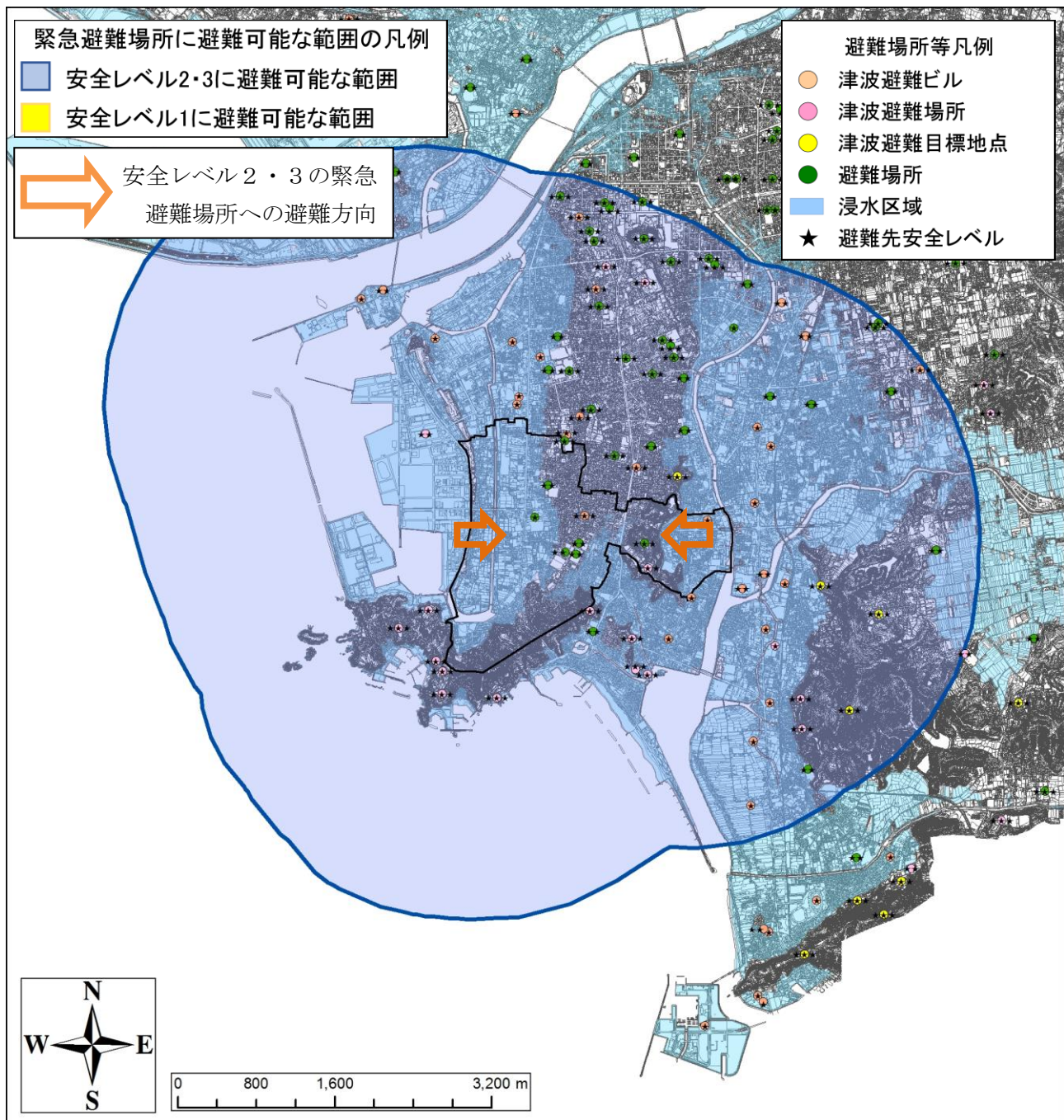


図6 地震発生から5分後に、より迅速に避難した場合（毎分60m）の避難可能範囲

第3 地域の事情を踏まえた避難方法

これまでの検証を踏まえ、地区住民でワークショップを行い、避難経路や避難場所候補の検討を行った。地域の事情を踏まえた詳細な結果は、「検討結果図」に示した。

別添 検討結果図

地域の近隣住民で、避難場所や地区の課題などに関して、ワークショップを実施したことなどを踏まえ、以下の5つのグループにとりまとめた。

これらの地域の実情を踏まえた内容を参考にしながら、避難を行うことが重要である。

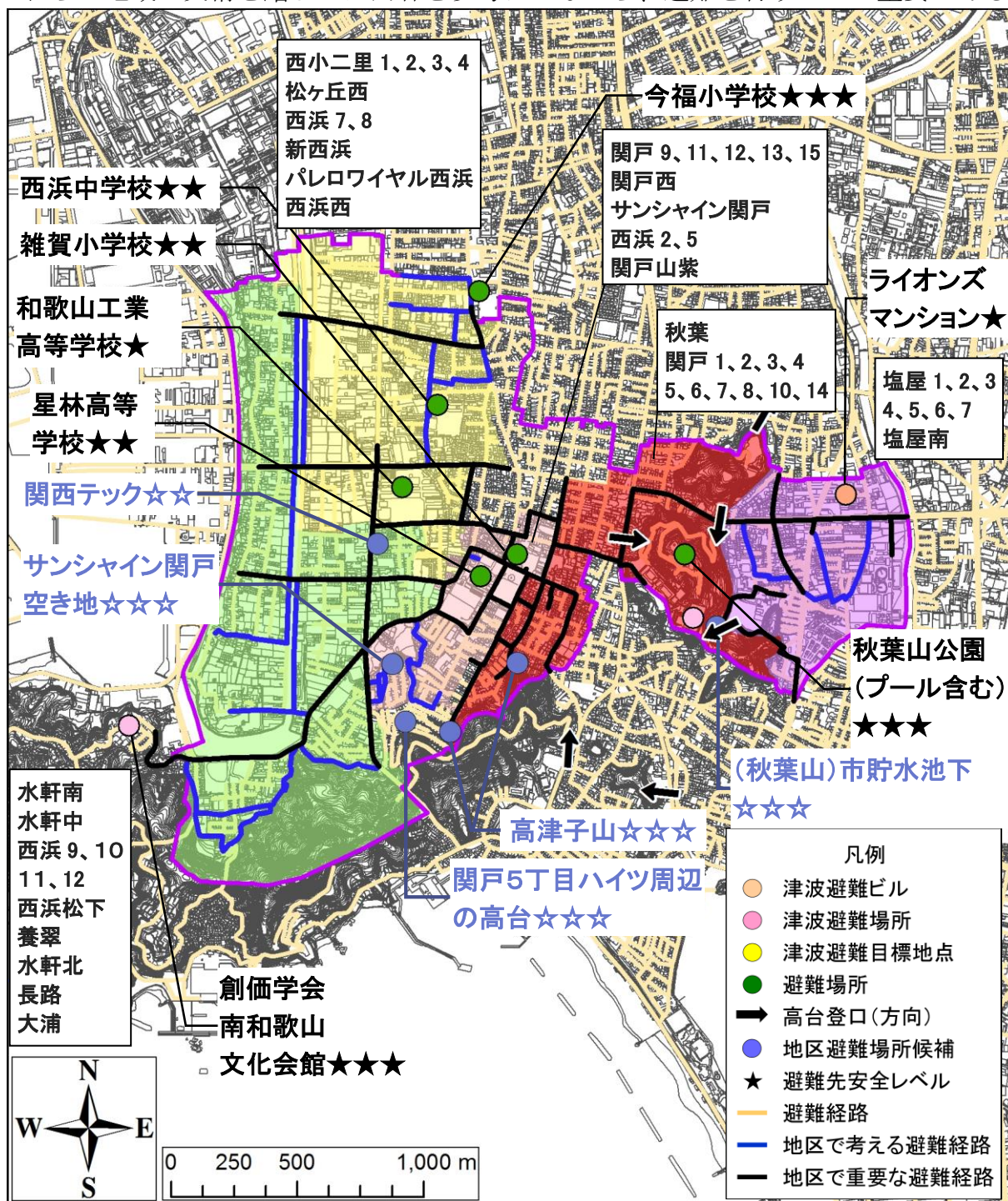


図 雑賀地区グループ分け図

➤ 水軒南、水軒中、西浜第 9～12 区、西浜松下、養翠、水軒北、長路、大浦

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
水軒南	星林高等学校、雑賀小学校 和歌山工業高等学校 西浜中学校	2,450 人 1,350 人 500 人
水軒中		
西浜第 9		
西浜第 10		
西浜第 11		
西浜第 12		
西浜松下		
養翠		
水軒北	今福小学校	400 人
長路	サンシャイン関戸周辺、星林高等学校、雑賀小学校	190 人
大浦	創価学会南和歌山文化会館 星林高等学校、雑賀小学校	600 人 450 人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

- ・落橋（水軒川にかかる橋等）のおそれがある。
- ・道幅が狭く、ブロックの倒壊のおそれがある。
- ・南港の工場等からの避難者により、道路が混雑するおそれがある。
- ・交差点での事故のおそれがある。
- ・地域の一部では、急傾斜がくずれるおそれがある。
- ・トンネルからの津波の流れ込みのおそれがある。
- ・全体が液状化するおそれがある。
- ・工場があり、危険である。
- ・大浦街道より西側に小中学校などの避難場所がない。

【MEMO】

3. 検討結果図

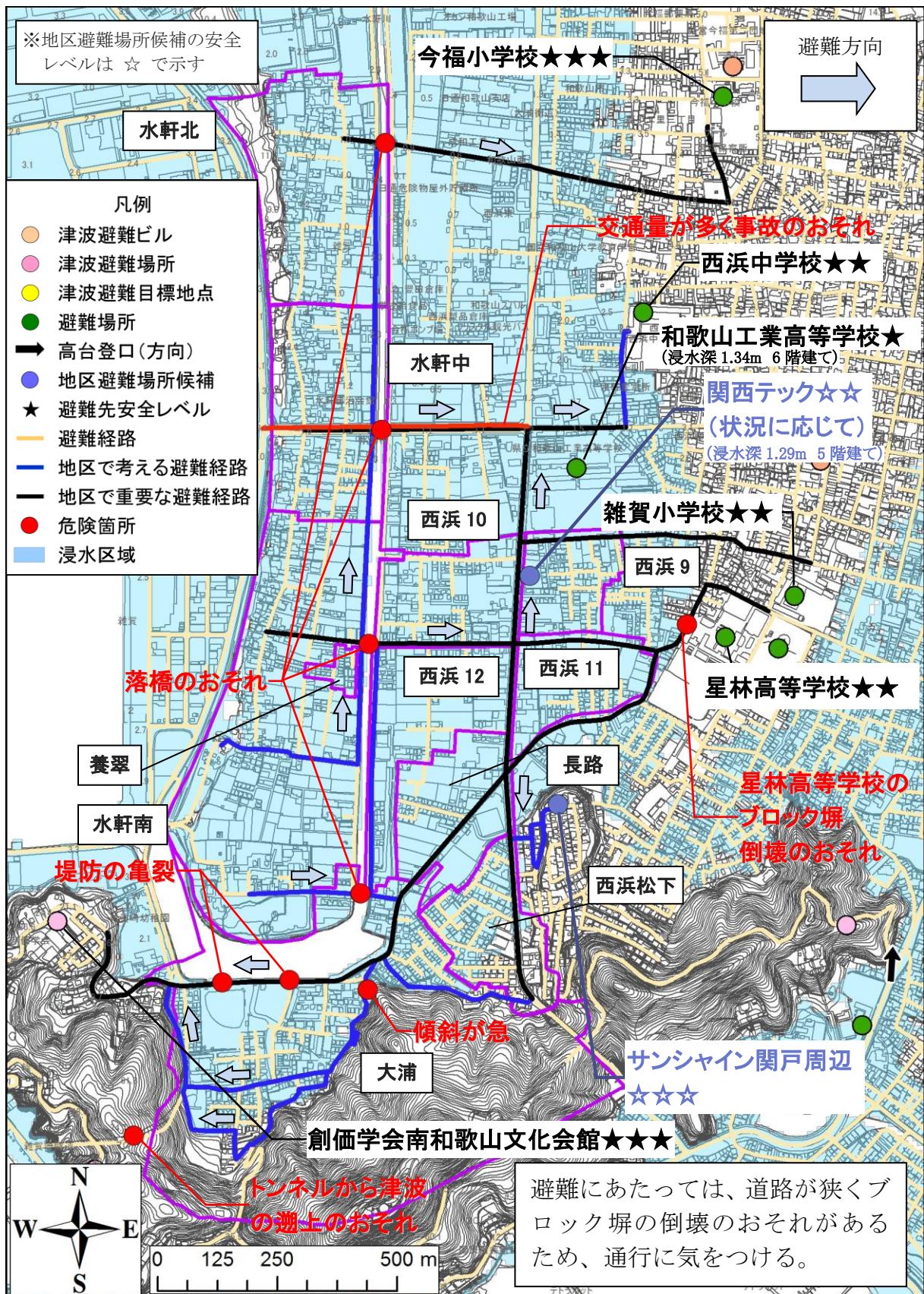


図 7 水軒南、水軒中、西浜第 9～12 区、西浜松下、養翠、水軒北、長路、大浦
検討結果図

- 西小二里第1～4区、松ヶ丘西、西浜第7、8区、新西浜、パレロワイヤル西浜
西浜西

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
西小二里第1	① 西浜中学校 ② 今福小学校	① 400人
西小二里第2		② 600人
西小二里第3	西浜中学校	① 400人
西小二里第4		② 400人
松ヶ丘西		100人
西浜第7	雑賀小学校	380人
西浜第8	雑賀小学校	260人
	星林高等学校	200人
新西浜	和歌山工業高等学校	100人
パレロワイヤル西浜		50人
西浜西	和歌山工業高等学校	110人
	西浜中学校	155人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

- ・道路が狭く、ブロック塀が倒壊するおそれがある。
- ・家屋が倒壊するおそれがある。

【MEMO】

3. 検討結果図

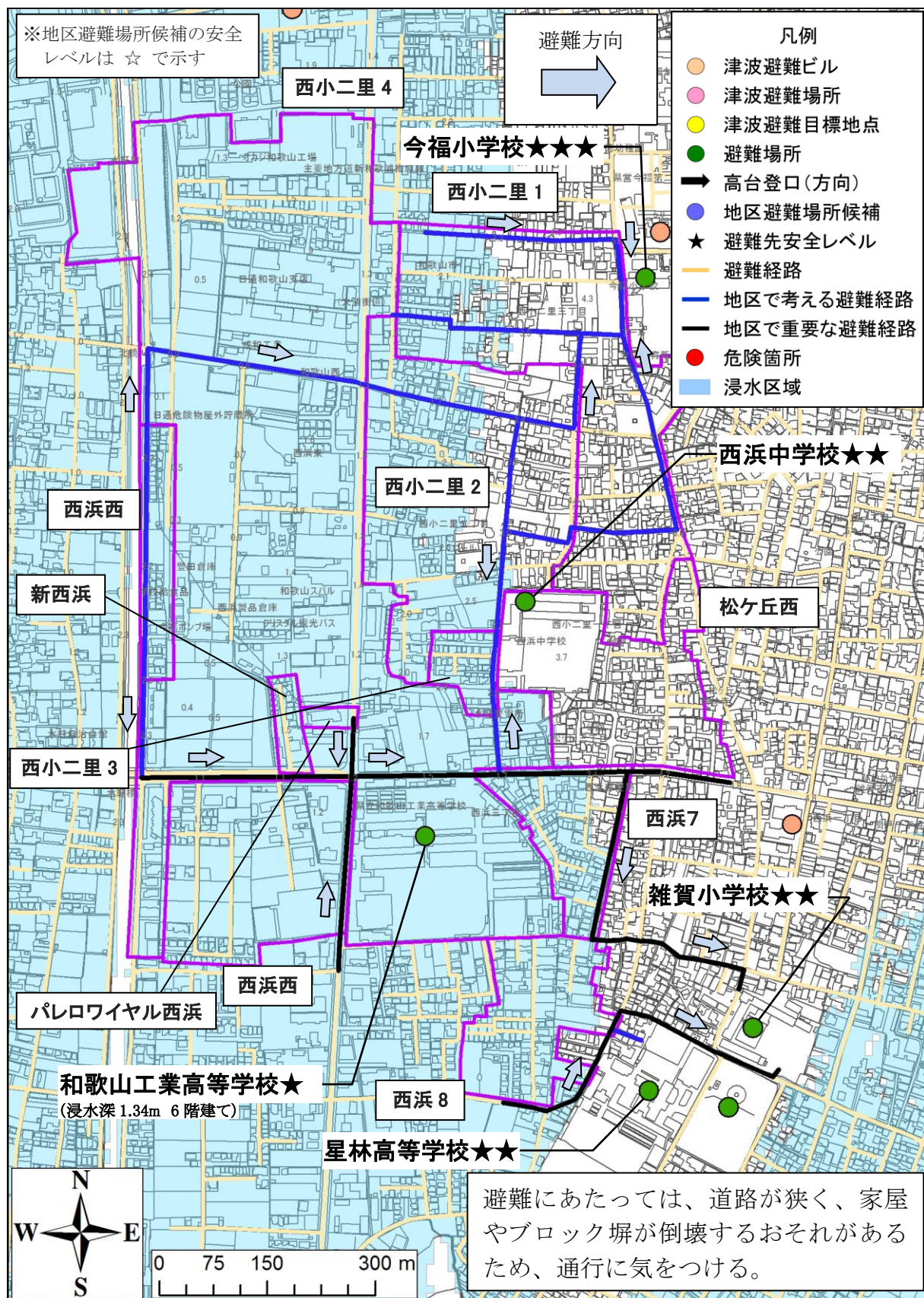


図 8 西小二里第 1～4 区、松ヶ丘西、西浜第 7、8 区、新西浜、パレロワイヤル西浜、西浜西検討結果図

- 関戸第 9、11～13、15、関戸西、サンシャイン関戸、西浜第 2、5 区、関戸山紫
1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
関戸第 9	星林高等学校	280 人
関戸第 11	雑賀小学校	140 人
関戸第 12	星林高等学校 関戸 5 丁目ハイツ周辺の高台	280 人
関戸第 13		100 人
関戸第 15		140 人
関戸西		20 人
サンシャイン 関戸		210 人
西浜第 2	雑賀小学校	130 人
西浜第 5		320 人
関戸山紫	星林高等学校	170 人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

- ・道路が狭く、ブロック塀が倒壊するおそれがある。
- ・高台への坂や階段が急であり、転倒のおそれがある。

【MEMO】

3. 検討結果図

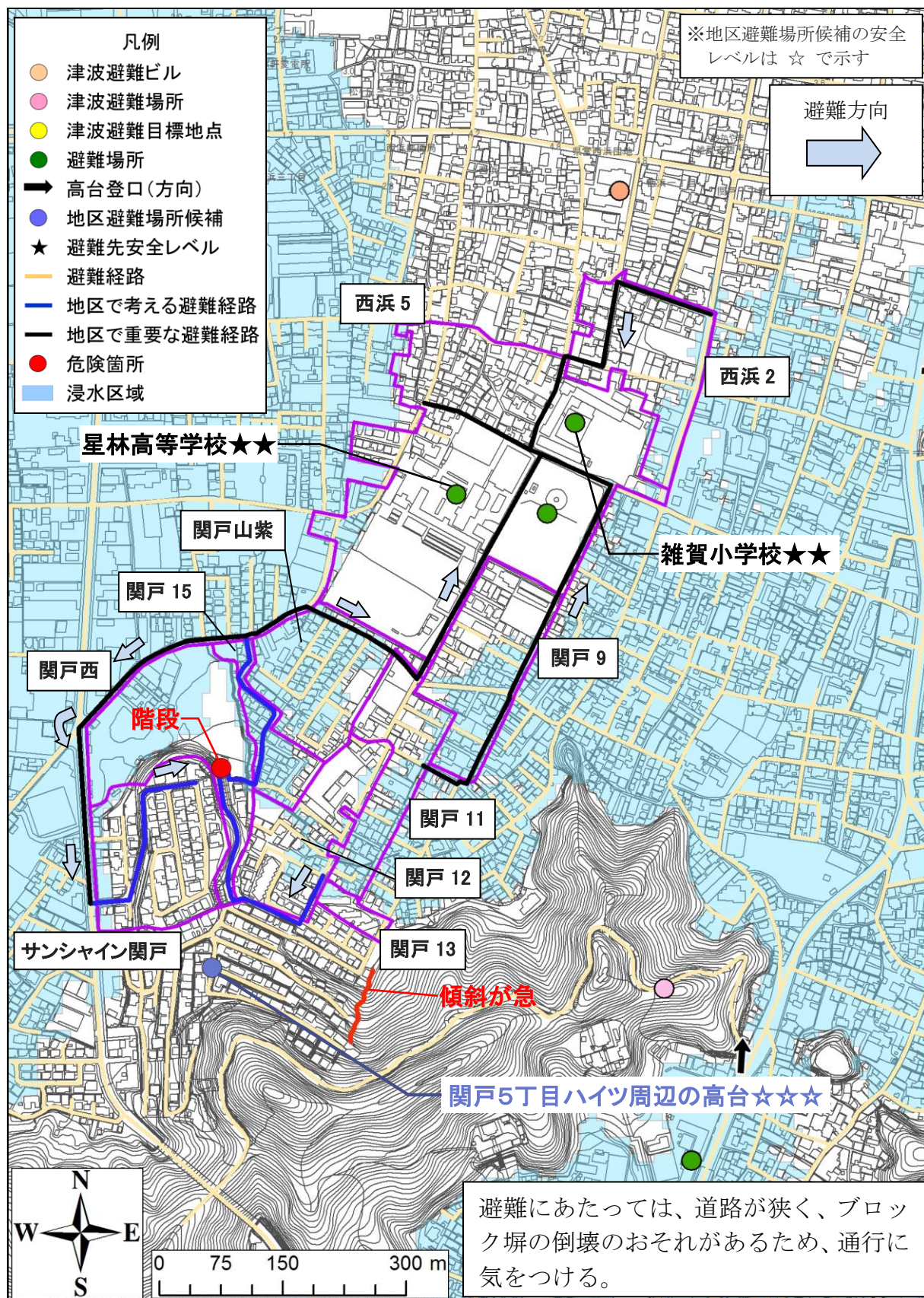


図 9 関戸第 9、11～13、15、関戸西、サンシャイン関戸、西浜第 2、5 区、関戸山紫
検討結果図

➤ 秋葉、関戸第 1～8、10、14

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
秋葉	秋葉山公園（プール含む）	770 人
関戸第 1	秋葉山公園（プール含む） 雑賀小学校	230 人
関戸第 7		130 人
関戸第 2	雑賀小学校	140 人
関戸第 3		210 人
関戸第 8		110 人
関戸第 4	高津子山	120 人
関戸第 5		160 人
関戸第 6	星林高等学校	160 人
関戸第 10	高津子山	160 人
関戸第 14	星林高等学校	120 人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

- ・道が狭い。
- ・地域の一部では、ブロック塀が倒壊するおそれがある。

【MEMO】

3. 検討結果図

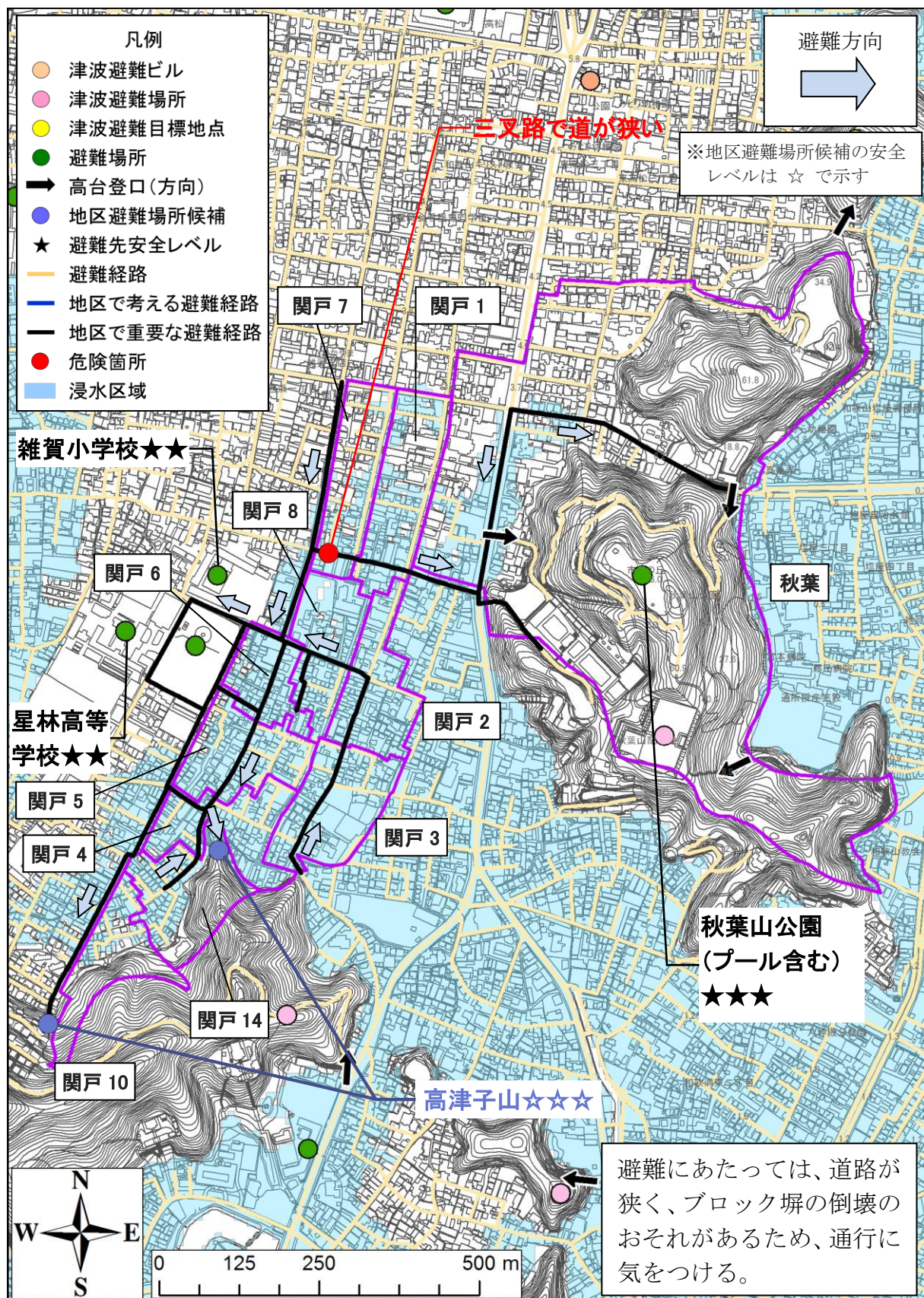


図 10 秋葉、関戸第 1～8、10、14 検討結果図

- 塩屋第1～7区、塩屋南
1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
塩屋第1区	秋葉山公園（プール含む）	220 人
塩屋第2区		200 人
塩屋第3区		240 人
塩屋第4区		290 人
塩屋第5区		310 人
塩屋第6区		360 人
塩屋南		410 人
塩屋第7区	ライオンズマンション	170 人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

- ・古い家屋、空家が多く、倒壊するおそれがある。
- ・トンネルの倒壊のおそれがある。
- ・交差点における事故のおそれがある。
- ・地震による道路の陥没(古い下水管)のおそれがある。
- ・山の近くでは、土砂くずれのおそれがある。

【MEMO】

3. 検討結果図

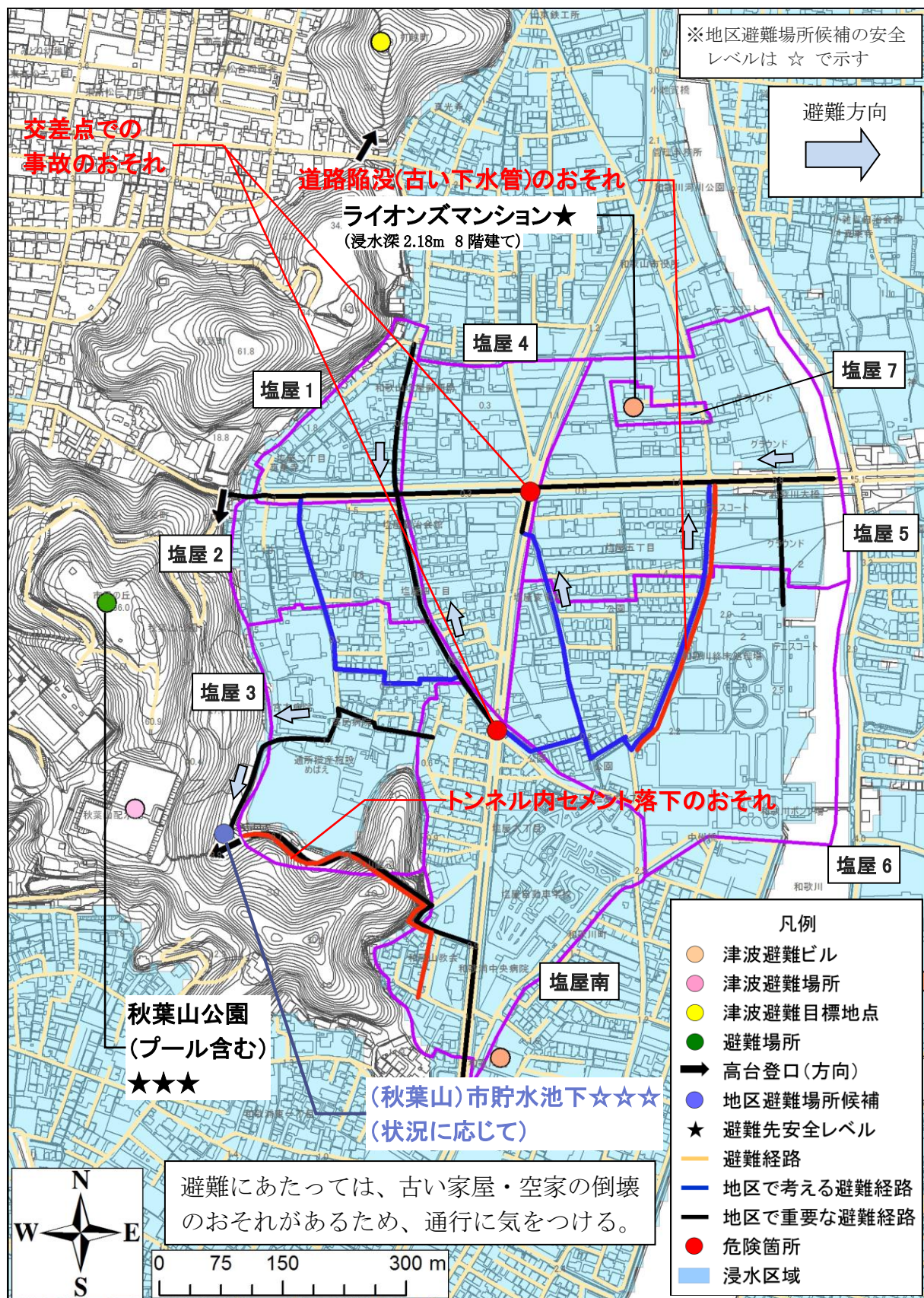


図 11 塩屋第 1～7 区、塩屋南検討結果図

③雑賀地区タイムライン（地震編）

※震度6弱以上を想定

	経過時間	一般的な出来事	住民	雑賀地区防災会
初動対応	発災直後	地震発生 建物倒壊、出火が始まる 停電、断水、ガスが止まる	安全確保	安全確保
	1時間まで	避難所開設 救命救急活動 火災が拡大 二次災害の呼びかけ	一時避難	地区防災本部設置 情報収集 安否確認 要配慮者支援
応急対応	6時間まで	被害の中心地や範囲が判明	安全な場所へ避難する	避難所開設支援
	1日まで	物資の配布 自衛隊が到着	避難所を運営する	避難所運営体制の構築 備蓄の配付
	3日まで	広域火災が鎮火、停電解消 ボランティア支援開始 生き埋めなどの生存低下		在宅避難者の把握
復旧期	2週間まで	行方不明者の搜索完了 仮設住宅の建設 水道やガスの復旧		
復興期	1か月後	罹災証明発行 仮設住宅入居開始		

(3) 風水害

① 防災マップ 風水害編

浸水する想定である。

防災マップ 風水害編 高松・雑賀・雑賀崎を参照

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/049/769/menu_1/gyousei/sougo_bosai/bosaimap/page/fusuigai/13_fusuigai_map.pdf

図12 雑賀地区防災マップ（風水害）

②雑賀地区タイムライン（水害版）



警戒 レベル	気象庁が発表	行 政	住 民	雑賀地区防災会
5	大雨特別警報 氾濫発生情報	緊急安全確保	命の危険が迫っているため、今いる場所よりも安全な場所へ直ちに避難する	
4	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮警報	避難指示	近くの避難所や自宅の上階へ避難開始	支部や避難所と連携し、必要な支援を行う
3	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報	高齢者等避難	要配慮者とその支援者は近くの避難所や自宅の安全な場所へ避難開始	
2	大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報		テレビやラジオ等で気象情報に注意する	インターネット等で情報を収集する
1	早期警戒情報			テレビやラジオ等で気象情報に注意する

③大雨時の避難行動

大雨に備え、下記のフロー図を参考に、あなたの避難行動を考えておきましょう。
自宅周辺の危険な箇所等を確認してください。

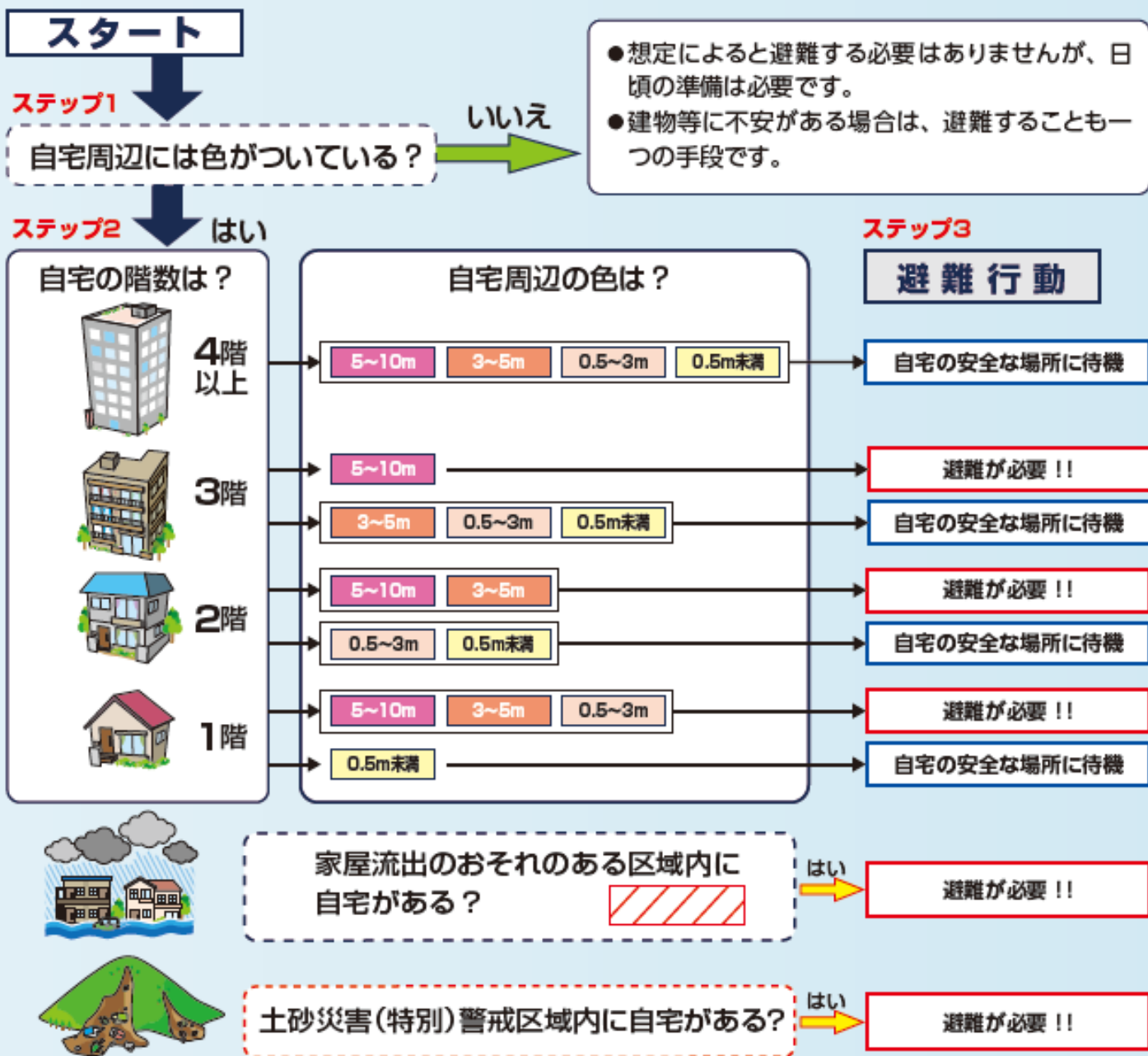


図13 大雨時の避難行動判断フロー図

(4) 土砂災害

土砂災害ハザードマップ

斜面沿いに警戒区域及び特別警戒区域がある。

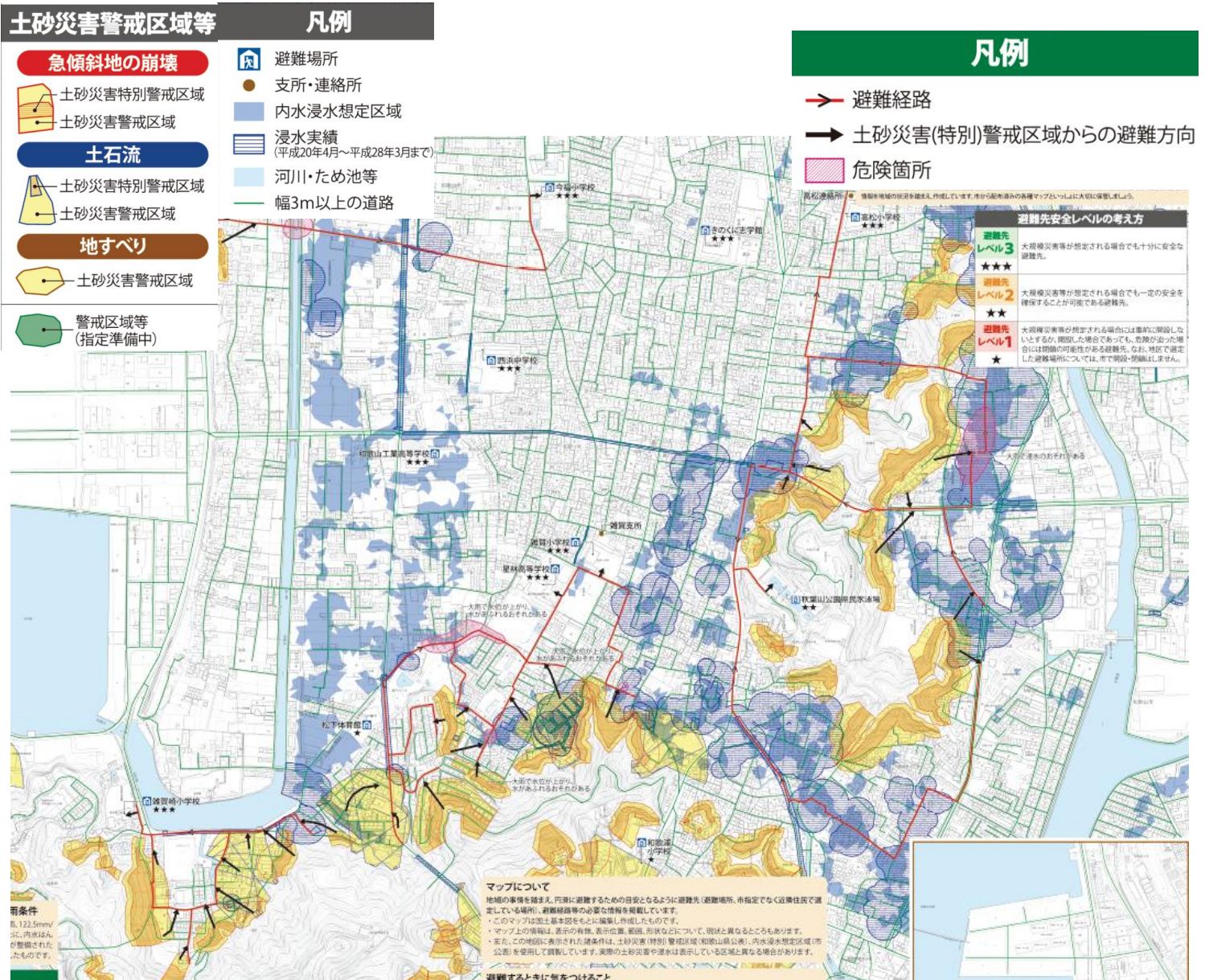


図14 雑賀地区土砂災害ハザードマップ

あなたのとるべき行動は！

Actions you should take

你应当采取的行动! 당신이 취해야 할 행동은!

情報収集



警報発令

避難準備



避難開始



土砂災害の種類

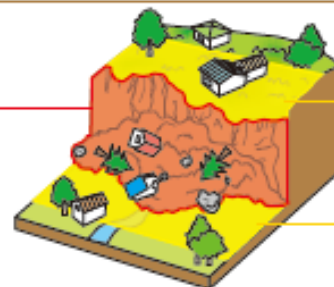


Types of landslide disasters 泥沙災害的种类 토사 재해의 종류

大雨や台風、地震が起きたときには、地盤がゆるみ、がけ崩れや土石流、地すべりといった土砂災害を引き起こす可能性があります。

がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）

土砂災害特別警戒区域

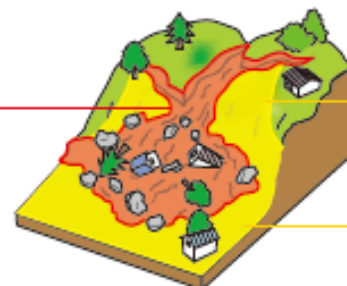


土砂災害警戒区域

地面にしみ込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。突然起きるため、家の付近で起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。

土石流

土砂災害特別警戒区域



土砂災害警戒区域

長雨や集中豪雨などによって、山や川の石と砂が水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。

地すべり

土砂災害特別警戒区域



土砂災害警戒区域

大雨や長雨等により雨水が地面にしみ込み、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたりゆっくりと動きだすものをいいます。

図15 とるべき行動と土砂災害の種類

2 防災活動

(1) 雑賀地区防災会規約

(名 称)

第1条 この自主防災組織の名称は、雑賀地区防災会（以下「防災会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 防災会は、災害対策基本法及び和歌山市地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害（地震その他）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(防災会の組織)

第3条 防災会は、地区で組織されている連合自治会会員に属する者をもって構成する。

2 防災会に広報・防火部、救出・救護部、避難誘導部及び給食給水部を置く。

(事 業)

第4条 第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及に関すること。

(2) 防災発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、応急手当及び避難誘導に関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) 防災資機材の備蓄に関すること。

(役 員)

第5条 防災会には、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 3名

部 長 8名

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、互選とし、任期は2年とする。ただし再選を妨げない。又中途就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、設立当初の任期は1年とする。

(役員の任務)

第7条 会長は、防災会を代表し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。代理者は、高齢順とする。

3 部長は、担当部の任務遂行及び処理を行う。

(会 議)

第8条 防災会の会議は、定例総会及び役員会とする。

2 定例総会は、年1回雑賀地区の連合自治総会に併せて開催する。

3 役員会は、会長が必要と認めたとき、招集する。

4 役員会は、構成員の2分の1以上が出席（委任状を含む。）しなければ開くことができない。

5 会長は、会議の長となり、議事を進行する。

6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災計画)

第9条 防災会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) 災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・援護、避難誘導及び炊き出しに関すること。

(5) その他必要とする事項

(雑 則)

第10号 この規約に定めない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成13年5月16日から実施する。

(2) 平常時における防災活動

項 目	具体的内容
防災訓練	避難所までの避難訓練や避難所受付訓練などを実施する。
防災講座	和歌山市職員出前講座で「和歌山市の災害と防災対策」及び「マイタイムラインを作ろう～風水害に備えて～」を受講する。
防火、 救出・救護の 慣熟	消防署が行う「防火・防災の集い」などを通じて、消火器の取扱いやAEDの取扱いを習熟する。
災害への備え	・行政と連携し、住宅の耐震化・家具の固定や配置の重要性を周知するとともに、個人宅での備蓄を推奨する。 ・避難先や避難経路について家族と話し合う重要性を周知する。
安全点検	・地区内の危険箇所を確認するために、まち歩きを実施する。 ・防災資機材の定期点検を行う。
要配慮者 支援体制の 整備	地区居住者と要配慮者が顔の見える関係を形成し、災害発生時に迅速に避難できるように、必要に応じて防災訓練の内容を考える。

(3) 中長期的な活動予定

課 題	内 容
担い手の育成	和歌山県主催の防災士育成研修（紀の国防災人づくり塾）へ参加する。
災害時協力 井戸の普及	災害時に水道が機能しなくなった場合に備え、生活用水を確保するために、協力井戸の周知・登録を呼びかける。
地区内各種 団体との 協力・連携	消防団等各種団体や連絡所と災害時の役割を決めておく。

(4) 防災研修会の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
防災研修会	和歌山市の災害と防災対策	令和元年 5月14日 (火)
	和歌山市の災害と防災対策	令和2年 12月4日 (金)
	和歌山市の災害と防災対策	令和4年 7月2日 (土)
	自主防災組織と行政の役割	令和4年 10月18日 (火)
	マイタイムラインを作ろう～風水害に備えて～	令和5年 11月19日 (日)

(5) 防災訓練の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
防災訓練	避難訓練、マンホールトイレ訓練	平成30年 11月4日 (日)
	避難訓練	令和5年 11月19日 (日)

(6) その他の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
地区防災計画 の見直し	一年間の防災活動の振り返りを行い、本計画の見直しを行う。	毎年5月の 総会時

(7) 災害時における防災活動

活動名	活動内容
応急対策の指揮	会長（副会長）は各役員を招集し、応急対策の指揮を執る。
情報収集・伝達	・ 地区の被害状況を把握する。 ・ 災害が発生または危険が予想される場合、連絡網等を使用して住民に対して避難するように呼び掛ける。
現場活動	・ 地区で発生した火災の初期消火を行う。 ・ 被災者の救出・救護を行う。
避難誘導	避難者の避難誘導を行う。
要配慮者の支援	要配慮者の安否確認及び避難支援を行う。
避難所の運営	雑賀小学校、西浜中学校、星林高等学校、和歌山工業高等学校、松下体育館の避難所運営を行う。 ・ 避難所にて炊き出しを行う。 ・ 避難所にいるすべての部が、女性の避難者などへの声掛けを行う。

3 資料編

(1) 避難所一覧

区 分	所在地(電話)	避難先 安全レベル
雑賀小学校	西浜1丁目4-48 (073-444-1480)	・ 洪水3 ・ 土砂3 ・ 津波2
西浜中学校	西小二里1丁目6-1 (073-444-0482)	・ 洪水3 ・ 土砂3 ・ 津波2
星林高等学校	西浜2丁目9-9 (073-444-4181)	・ 洪水3 ・ 土砂3 ・ 津波2
和歌山工業 高等学校	西浜3丁目6-1 (073-444-0158)	・ 洪水3 ・ 土砂3 ・ 津波1
松下体育館	西浜1037 (073-444-8274)	・ 洪水1 ・ 土砂3 ・ 津波× 開設しない
秋葉山公園県民 水泳場	秋葉町4-11 (073-445-7300)	・ 洪水3 ・ 土砂3 ・ 津波3

(2) 緊急時の連絡先・災害用伝言ダイヤル

□ 緊急時の連絡先

行政機関	和歌山市消防局	073-422-0119	ライフライン	和歌山市企業局	073-435-1124
	和歌山県警察本部	073-423-0110		関西電力(株) 電気設備に関する お問合わせ(停電等)	0800-777-3081
	和歌山市耕地課	073-435-1051		西日本旅客鉄道(株) お客様センター	0570-00-2486
	和歌山市総合防災課	073-435-1199		【電話】会社名:	
公共医療機関			その他	【ガス】会社名:	

※【電話】・【ガス】は契約会社に確認して記入してください。

□ 災害用伝言ダイヤル(171)

災害用伝言ダイヤル(171)は、「声の伝言板」(安否情報)の役割をする電話サービスです。被災地内とその他の地域の人々との間で、伝言の録音・再生をすることができます。

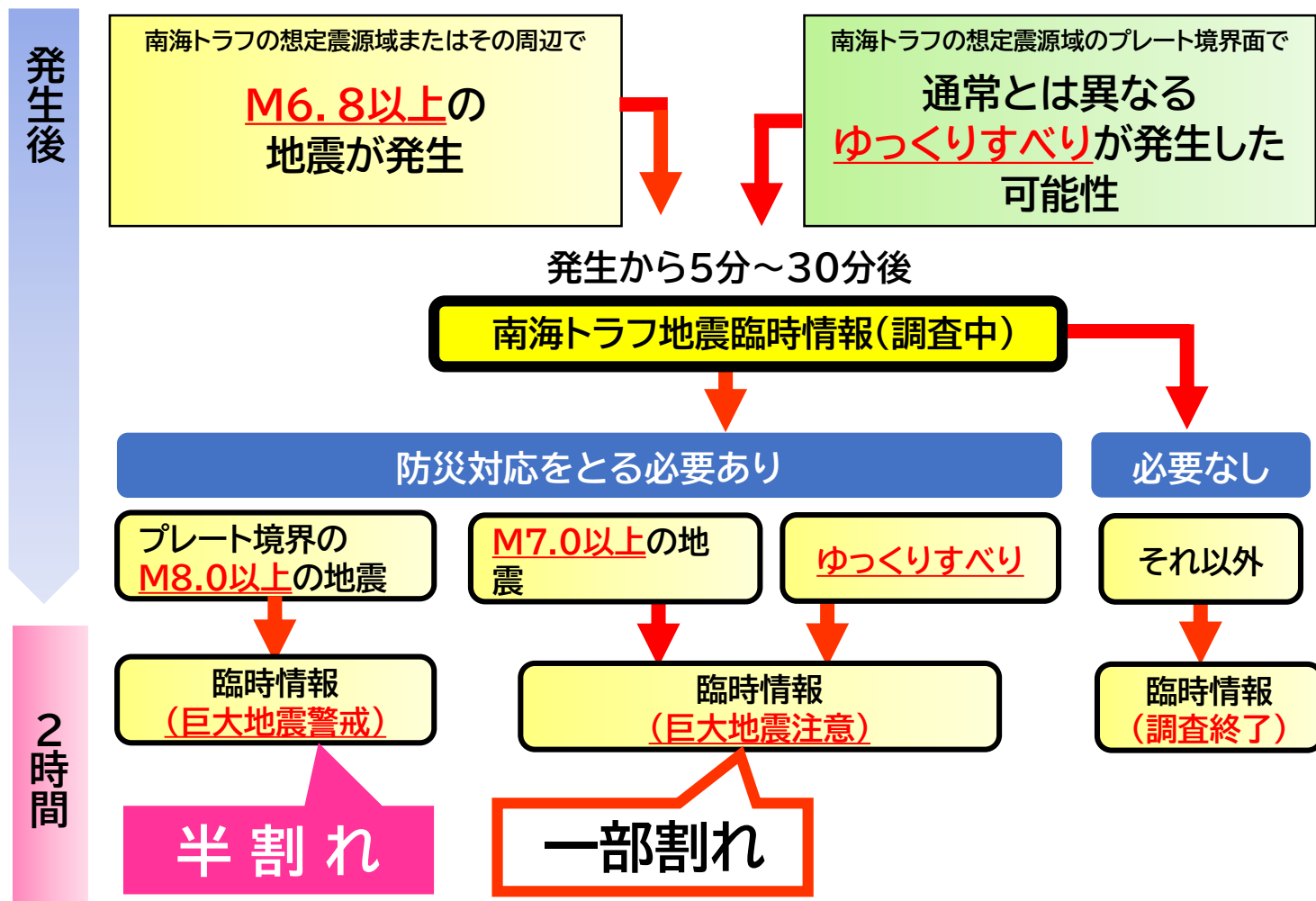
「171」をダイヤルし、ガイダンスに従って伝言の録音・再生をしてください。

伝言の録音	1 7 1 + 1 +	被災地の人の電話番号 (市外局番から)	→ 録音
伝言の再生	1 7 1 + 2 +	被災地の人の電話番号 (市外局番から)	→ 再生

(3) 災害時の情報入手先

内 容	QRコード等
防災情報電話案内サービス 防災行政無線の放送内容を聞くことができる。	0120-077-199
和歌山市防災情報メール 防災行政無線の放送内容をメールで確認することができる。	
和歌山市ホームページ	
和歌山地方気象台ホームページ	
関西電力停電情報	
和歌山県防災ナビ 避難に役立つ機能を備えている。 ・ 避難先検索 ・ 避難カードの共有 ・ 家族の居場所確認 ・ ルートナビ ・ 避難トレーニング ・ 防災情報通知	

(4) 南海トラフ地震臨時情報フロー図



南海トラフ地震臨時情報が発表されたら！

地震発生からの目安	南海トラフ地震臨時情報		
	巨大地震警戒	巨大地震注意	調査終了
～1週間	・ <u>日頃からの地震への備えの再確認</u> ・ 事前避難の検討	・ 日頃からの地震への備えの再確認	
～2週間	・ 日頃からの地震への備えの再確認		
2週間～	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		

日頃からの備えのポイント！

- ・防災ハザードマップで災害リスクや避難場所等の確認
- ・家庭における備蓄品(飲料水・食料・日用品等)の確認
- ・地震の揺れへの対策(家具の固定・住宅の耐震化等)
- ・防災情報の収集手段の確認(防災情報メール等)

(5) 雑賀地区内防災士資格取得数（補助金使用）

4人

(6) 雑賀地区防災資機材リスト

物 品	数 量	保管（設置）場所
倉庫	5	
スコップ	15	
ハンマー	5	
ツルハシ	5	
のこぎり	5	
ヘルメット		
粉塵マスク	10	
メガネ	10	
ヘッドライト	5	
革手袋	10	
ロープ	5	
拡声器	1	
レスキューセット用台車	1	
収納袋	1	
リヤカー	2	
レイニーメガホン	1	
緊急放送対応ラジオ	2	
はしご兼用脚立	1	

(7) 避難路整備箇所

● は整備箇所

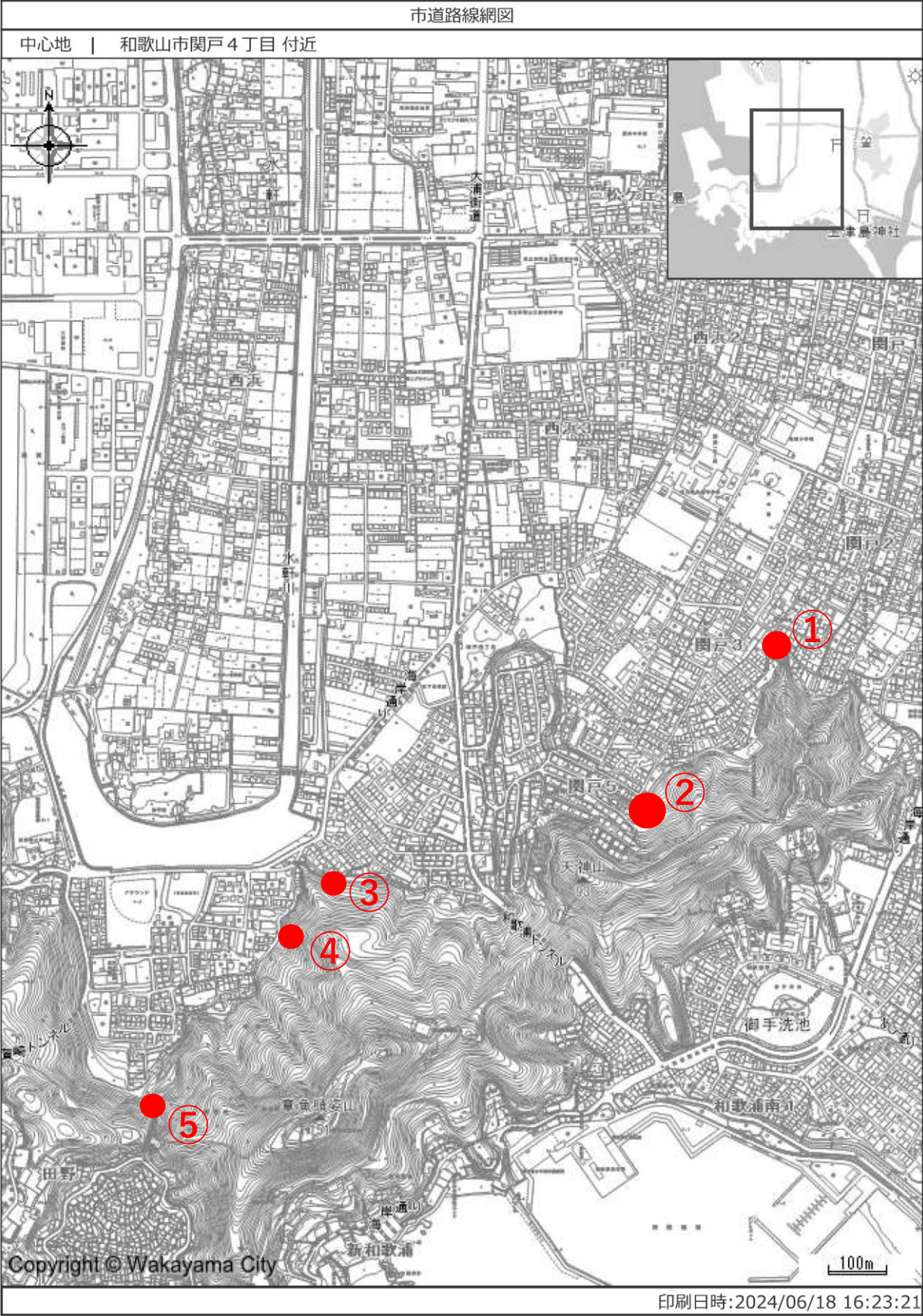


図16 避難路整備箇所一覧

— は避難路

➡ は入口

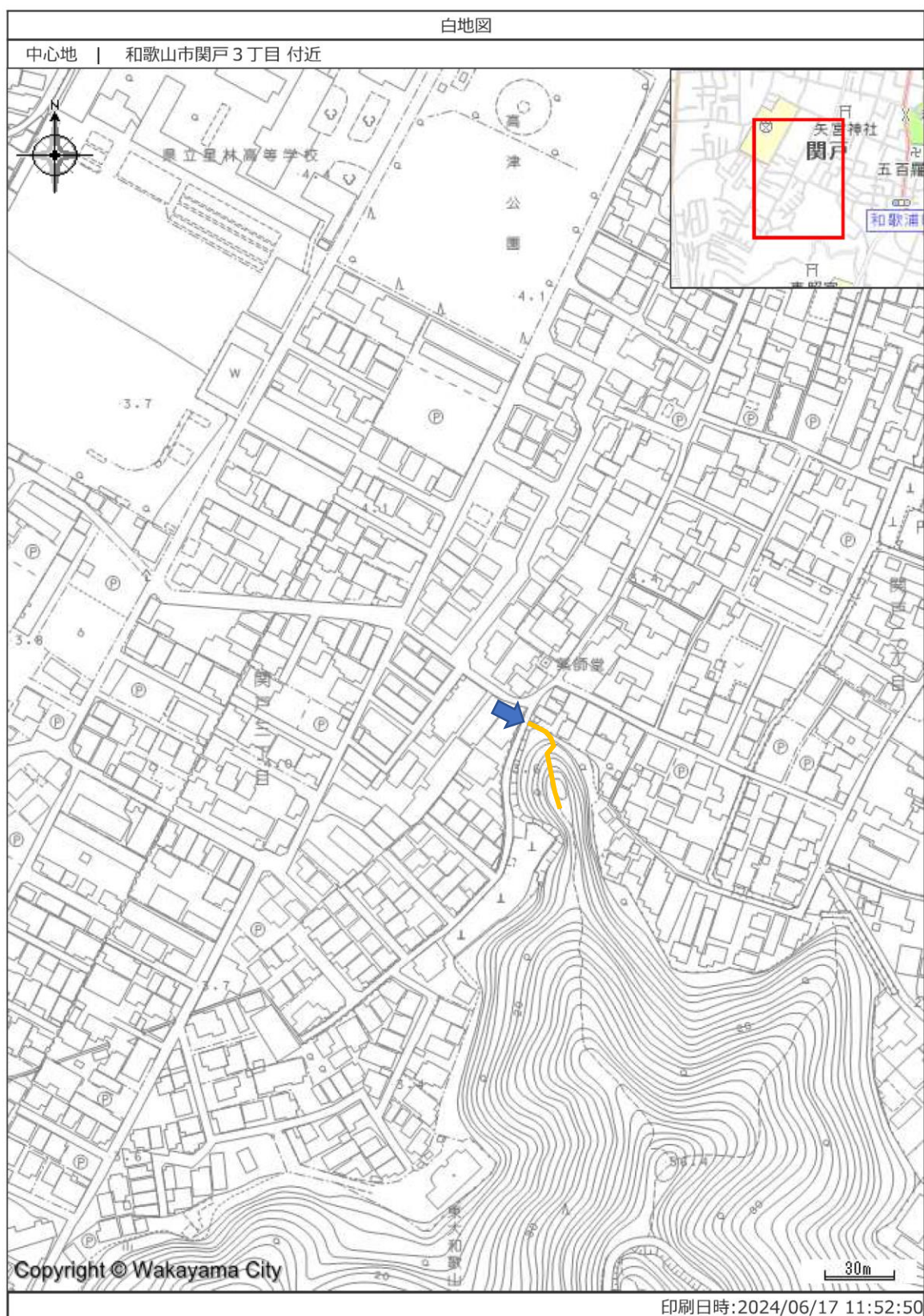


図17 避難路整備箇所①

— は避難路

➡ は入口

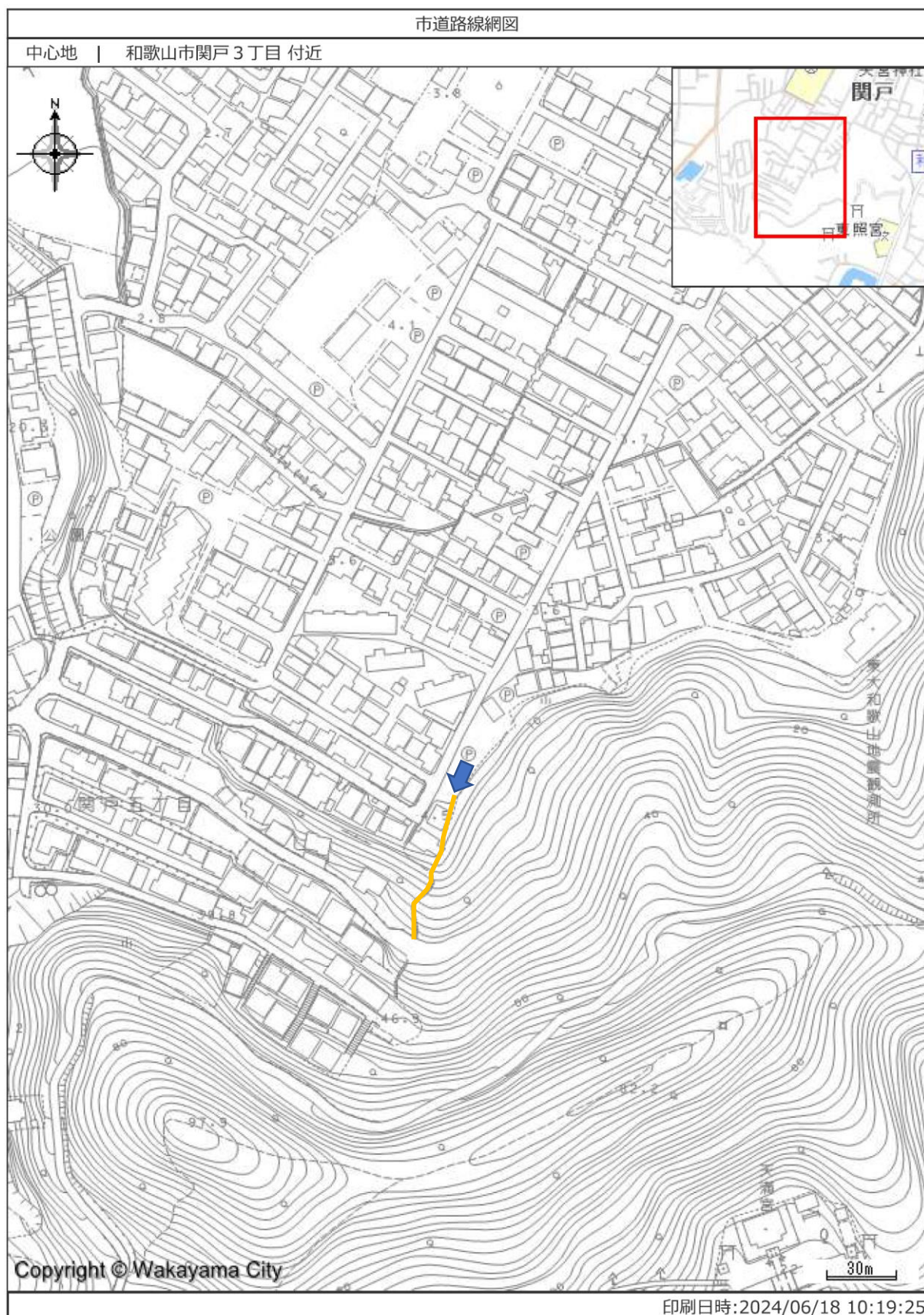


図18 避難路整備箇所②

— は避難路

➡ は入口



図19 避難路整備箇所③

— は避難路

➡ は入口

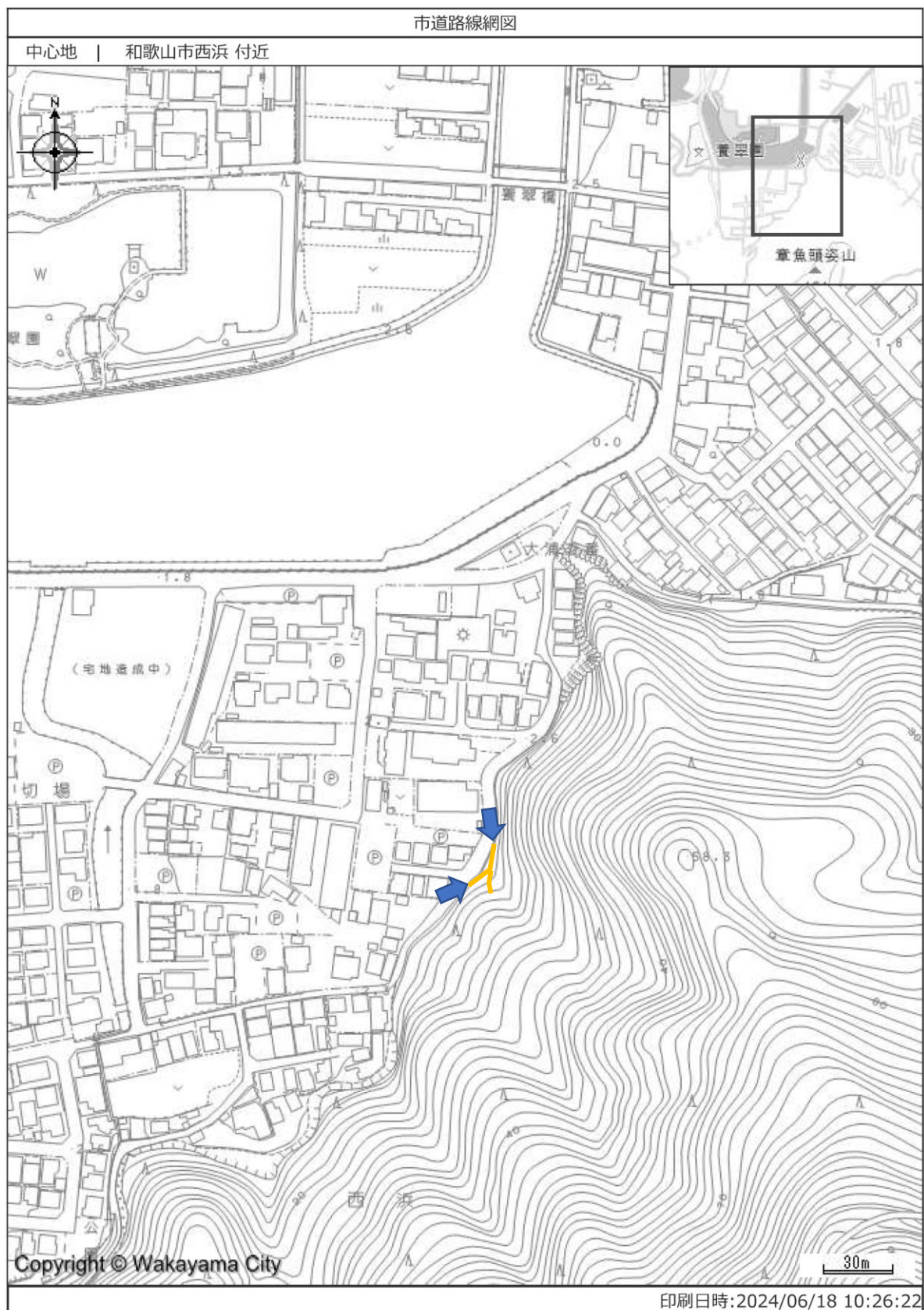


図20 避難路整備箇所④

— は避難路

➡ は入口

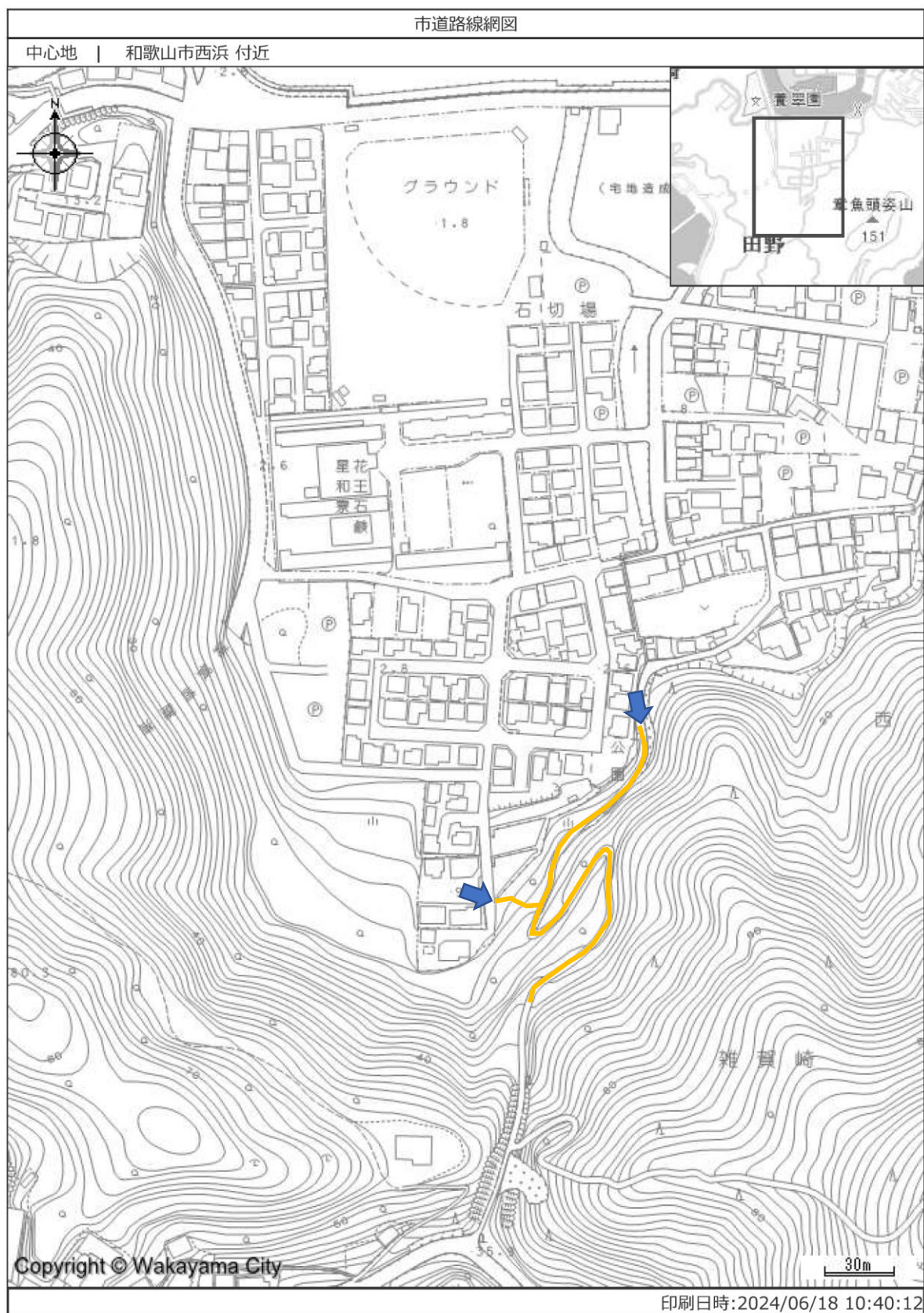


図21 避難路整備箇所⑤

(8) 災害「備え」チェックリスト

【非常用持ち出し袋】

～ 避難の際に持ち出すもの ～



- いざというときに速やかな避難ができるように、必要最小限のものをリュックサックなどにまとめておきましょう。
- 家族構成を考えて他に必要なものがあれば用意しておきましょう。

飲料水・食料(最低1日分 飲料水／500mlペットボトル2本 食料(調理不要なもの／3食分)

- ☐ 飲料水 ☐ 食料 (アルファ化米・乾パン・レトルト食品・飴・チョコ・固形栄養食など)
- ☐ ヘルメット ☐ 衣類・下着 ☐ レインウェア ☐ 懐中電灯 ☐ マッチ・ろうそく
- ☐ 携帯トイレ ☐ ビニール袋 ☐ 予備電池 ☐ 軍手 ☐ 救急用品(絆創膏等)
- ☐ 洗面用具 ☐ 携帯ラジオ ☐ 携帯充電器 ☐ タオル ☐ アルミブランケット
- ☐ 筆記具 ☐ ホイッスル ☐ 緊急連絡先カード

《感染症対策にも有効です!!》

- ☐ マスク ☐ 体温計 ☐ 消毒用アルコール ☐ ウエットティッシュ ☐ ハンドソープ

【子供がいる家庭の備え】

- ☐ ミルク ☐ 哺乳瓶 ☐ 離乳食 ☐ 子供用紙おむつ ☐ 携帯用お尻洗浄機
- ☐ おしりふき ☐ 子供の靴 ☐ 抱っこひも ☐ 携帯カトラリー ☐ ネックライト ☐ 衣類

【女性の備え】

- ☐ 生理用品 ☐ おりものシート ☐ サニタリーショーツ ☐ 中身の见えないごみ袋
- ☐ 防犯ブザー ☐ ポンチョ (携帯トイレ用)

《一緒に持出しましょう!!》

- ☐ 現金 ☐ 通帳 ☐ 免許証 ☐ 健康保険証 ☐ パスポート
- ☐ マイナンバーカード ☐ 常備薬 ☐ お薬手帳 ☐ 健康の維持管理上必要なもの

【非常備蓄品】

～ 自宅に備えておくもの ～

- 非常備蓄品として、飲料水・食料、その他生活用品を自宅に備えておきましょう。
- 7日間分を目安に備えましょう。

- ☐ 飲料水
- ☐ 食料 (アルファ化米・乾パン・レトルト食品・飴・チョコ・固形栄養食など)
- ☐ 毛布 ☐ ラップ ☐ 簡易トイレ ☐ トイレットペーパー ☐ カセットコンロ
- ☐ ウエットティッシュ ☐ ポリタンク ☐ ビニール袋(大・中・小) 等



(9) 避難行動の考え方



出典：「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）」（内閣府）
https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/